

植生学会誌査読要領

植生学会編集委員会（2024年10月1日制定）

1. 査読の方式

- 1) 原稿種別に関わらず、査読は編集委員会が指名した2名の匿名の査読者によって行います。
- 2) 査読者に対しては原稿著者名を明らかにしますが、著者には査読者名は秘匿されます（シングル ブラインド方式）。査読者は、著者に直接連絡を取る、第三者に査読を手伝わせるなど、査読者が誰か明らかになるような行為を行わないでください。
- 3) 植生学会誌各巻1号の巻末に、前年度に掲載または不採択となった原稿の査読者氏名を公表します。ただし、どの原稿を担当したかは公表しないものとします。

2. 掲載可否の判断基準

- 1) 査読者は、投稿規定に定める以下の観点から、原稿種別に応じて原稿を審査してください。
 - ①原著論文：植生学に関する有意義な新知見を含み、まとまった結論が得られる段階まで研究が進展している。
 - ②短報：断片的あるいは萌芽的な研究ではあるが、植生学に関する有意義な新知見を含み、速報性を重視できる。
 - ③総説：植生学のある特定の研究分野における既存の研究成果、最新の研究成果、今日の問題点、将来の展望等を、先行研究の大部分を引用して総括し、解説している。
 - ④資料・事例報告：データそのものに公表の価値があると判断できる。
- 2) また、原稿種別に関わらず、以下の点を確認してください。
 - ・タイトルは原稿の内容に即しているか。
 - ・Abstract、摘要と本文の内容は一致しているか。
(注：短報には摘要はつけない。資料・事例報告にはAbstract、摘要はつけない。)
 - ・正確な文章で論理的・客観的に記述されているか。
 - ・専門用語の使い方は適切であるか。
 - ・調査や解析の手法が再現可能であるか。
 - ・図表およびその説明を含め、結果の示し方は適切であるか。
 - ・考察は結果に基づいており、論理に矛盾や飛躍がないか。
 - ・文献引用のしかたは適切であるか。
 - ・剽窃・盗用の疑いがある箇所がないか。

3. 査読結果の報告

- 1) 査読者は、編集委員会の依頼を受けてから30日以内に「査読結果報告書」を編集委

員会に返送してください。事情により期限に遅れる場合には、すみやかに担当編集委員に連絡してください。

2) 掲載の可否は、以下の5段階で判定してください。

- 1 掲載可：このまま無修正または編集委員会で体裁確認の後、掲載してよい。
 - 2 微修正：いくらかの修正を要する。著者に指摘事項を伝えて修正させ、適切に修正されたかどうかを編集委員会で確認すれば掲載してよい。
 - 3 再査読：原稿の修正とその確認が必要である。重大な問題があるか、または数多くの修正点があり、著者からの修正稿を再査読する必要がある。
 - 3 A：掲載の方向で審査を進める
 - 3 B：採否について次稿以降で判断する
 - 4 種別変更：原稿の種別と内容に大きな隔たりがあり、原著論文としての掲載は不適切である。種別を短報に変更して原稿を再構成したうえで、改めて査読する必要がある。
(なお、短報として投稿された原稿でも、十分なデータ量にもとづいてまとまった結論が得られていれば、編集委員会の判断を経て、原著として審査することも可能。)
 - 5 不採択：掲載は不適当である。植生学会誌には馴染まない内容の原稿であるか、または、論旨の根幹にかかる極めて重大な問題点があり、個々の問題点の修正だけでは掲載できる水準に達しないと判断される。
- 3) 査読結果が上記2～5の場合、そのように判定した理由と修正すべき事項を、「著者に対するコメント」シートに記入してください。

4. 査読における留意事項

- 1) 査読結果3(再査読)の場合、1回目の査読で修正が必要な箇所すべてを指摘してください。2回目以降の査読では、1回目に指摘した事項が適切に修正されているかどうかを確認するにとどめ、新たな修正要求を行うことは避けてください。(ただし、1回目の査読で見落とした明らかな誤りが見つかった場合や、原稿の修正で新たに問題が生じた場合はこの限りでない)。
- 2) 査読結果3(再査読)を3回以上繰り返すことはできません。3回目の査読では1(採択)、2(わずかな修正が必要)、または5(不採択)を選択してください。
- 3) 再査読の場合、著者に与えられる修正期間は2ヶ月です。2ヶ月以内で行うことが困難な調査や実験、解析などを新たに追加することは要求しないでください。データが大幅に不足している、あるいは解析をはじめからやり直す必要があると判断される場合は、不採択としてください。
- 4) 著者へのコメントにおける修正指示は具体的に行ってください。著者がどのように修正すればよいか判断できないような指摘は避けてください。
- 5) 査読者は、共著者や指導者とは離れた立場にたって採否の判断を行ってください。査

読者の主張に合わせて著者が記述内容を変えることを採択の条件とするような修正要求はしないでください。

- 6) 原稿種別に応じて、刷り上がりページ数に上限があります（原著論文は 14 ページ、短報、資料・事例報告は 6 ページ、総説は 16 ページ）。これを超過すると印刷費の著者負担が発生するため、ページ超過となるような修正要求はできるだけ避けてください。（原稿 2.5 ページが刷り上がりでおよそ 1 ページに相当します）

5. 査読者間の意見の相違に関する対応

- 1) 2 名の査読者が相反する修正意見を示した場合には、担当編集委員が修正の方向性を判断します。
- 2) 1 名の査読者が不採択とした場合でも、もう一方の査読者が採択の可能性を示した場合には、担当編集委員の判断により第三の査読者をたてて審査を継続する場合があります。

以上